

15 有機フッ素化合物（P F A S）への総合的な対策の推進について

（環境省関係）

要望内容

有機フッ素化合物（P F A S）への総合的な対策の推進

（要 旨）

有機フッ素化合物（P F A S）は、全国各地において、河川や地下水などの環境中から広く検出されており、本市の河川等においても、令和5年度以降、P F A SのうちP F O S及びP F O Aについて、国が定める指針値（50 n g / L）を超過する地点が複数確認されており、指針値を超過した地下水等が飲用に供されることのないよう、井戸所有者に対する助言を行うなどの対応を行っていますが、健康影響や農作物等への影響に対する住民の不安は、依然として解消されていない状況にあります。

こうした中、国においては、P F A Sの健康影響等に関する科学的知見の集積が進められており、令和8年4月には、水道法における水質基準にP F O S及びP F O Aが加えられましたが、河川等の公共用水域に係る規制等は現時点でなされていない状況です。

こうした状況への対応については、公衆衛生の向上及び増進に努めるべき責務を負っている国において、効果的な対策技術の確立に向けた知見の充実等が図られるべきであるところ、現時点では、P F A Sの濃度低減のための対策技術の実証実験などにとどまっています。

P F A Sへの対応についての住民や事業者等からの要望を受けている地方公共団体としては、現場での的確な対応を行っていくためにも、国による明確な方針提示と十分な制度的・財政的支援が不可欠であると考えており、住民の安全・安心な生活環境を守るためにも、国として早急に対策を講じていく必要があると考えています。

については、国において、P F A Sに関する科学的知見の更なる集積を早急に進め、健康影響等を踏まえた対策や、濃度低減のための対策技術等を具体的に提示するほか、必要に応じて環境保全を担保するための法整備等を行うとともに、地方公共団体が行う河川・地下水の水質調査等に対する財政措置を講ずることについて、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島市におけるP F O S及びP F O Aの水質調査及び指針値超過の状況

	河川水		近傍地下水	
	測定地点数	超過地点数※	測定地点数	超過地点数※
八幡川	2	0	—	—
水内川	1	0	—	—
太田川	1	0	—	—
根谷川	1	0	—	—
三篠川	1	0	—	—
古川	1	0	—	—
瀬野川	6	1(110ng/L)	5	0
湯坂川及び支川	9	3(93ng/L)	3	0
荒谷川及び支川	7	5(1900ng/L)	31	13(140ng/L)
安川	2	0	—	—
後山川及び支川	8	0	—	—

※()内は、指針値(50ng/L)超過地点において確認された最高濃度

(令和8年7月2日時点)

広島市における指針値超過地点



出典：国土情報ウェブマッピングシステム(<https://nlftp.mlit.go.jp/webmap/mapmain.html>)

- ①瀬野川、②湯坂川及び支川、③荒谷川及び支川